

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会（第7回）  
議事概要

日 時：平成30年4月4日（水）10:00～

場 所：合同庁舎8号館4階416会議室

出席者：住澤内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）〈議長〉、佐々木法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）〈副議長〉、彦谷内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、杉山内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、古舘内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、猪原警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長、近江法務省入国管理局総務課企画室長（※代理出席）、高橋外務省領事局外国人課長、風早総務省自治行政局地域政策課国際室長、弓厚生労働省職業安定局雇用政策課長、赤松厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長、柴田厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長、佐藤農林水産省経営局就農・女性課長、伊藤経済産業省大臣官房参事官（経済産業政策局担当）兼産業人材政策室長、風木経済産業省製造産業局総務課長、吉野経済産業省大臣官房商務サービスグループ参事官、村田国土交通省総合政策局政策課長、出口国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長、谷口国土交通省自動車局総務課企画室長、宮武国土交通省海事局官房技術審議官（※代理出席）、田村国土交通省観光庁観光人材政策室参事官

（以下、オブザーバー）中原内閣官房日本経済再生総合事務局参事官、前川内閣官房健康・医療戦略室参事官補佐（※代理出席）、大津内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官、根岸内閣官房人生100年時代構想推進室参事官、塩見内閣府地方創生推進事務局参事官、福田内閣府規制改革推進室参事官

1. 議事

制度案の方向性について

2. 議事内容

（1）法務省から、制度案の方向性について、説明があった。概要は、以下のとおり。

- ・ 受入れ業種の判断に当たっては、生産性向上等の取組を行ってもなお、真に外国人材の受入れが必要と認められる分野に限って受け入れる。
- ・ 受入れ業種の判断に当たって勘案すべき事項については、政府基本方針において決定する。
- ・ 各業所管省庁は、政府基本方針を踏まえ、今後の外国人材受入れについて検討を行い、当該業種への外国人材の受入れが必要であると判断した業種について、法務省等の制度所管省庁と業種別の受入れ方針を決定することとする。
- ・ 受入れ対象者に求める技能レベルについては、業種ごとの実態等を踏まえて、日本において、専門的・技術的分野の外国人材として就労するために必要な一定の水準とする。
- ・ 今回の制度のもとで受け入れる外国人材について、適正な在留活動を確保するため、受入れ機関において、入国前・在留中に一定の支援を行うことが適切。そのため、受入れ機関に対しては、外国人材に対して一定の支援を行うことを外国人材受入れの要件とするが、外国人材に対する支援を適切に行うことができる機関（者）として、「登録支援機関（者）」を設置する制度とする。
- ・ 政府基本方針には、外国人材の受入れに当たって、日本人との同等以上の報酬の確保

等、雇用管理の改善に取り組むことが重要である旨、盛り込む。

- ・ 在留期間に上限を設け、かつ、原則として家族の帯同を認めないことを政府基本方針において定める。
- (2) 説明後、出席者から、説明された事項についての確認（語句の定義等）や、今後のスケジュール感等について、質問があった。

以 上